

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 新規加入料ゼロの携帯電話の取扱い

Q：最近では携帯電話の値引き販売をよく見かけますし、新規加入料の徴収制度の廃止を検討している業者もあると聞きました。

新規加入料を払わなくてもよくなった場合、携帯電話については資産計上する必要はなくなるのでしょうか。

A：契約事務手数料のみを資産計上することになります。

【解説】

税務上、携帯電話サービスを利用する権利は電話加入権に準ずる権利として、新規加入料と契約事務手数料とを資産計上することとされています。

新規加入料がゼロとなれば、電話加入権として資産に計上するのは契約事務手数料の部分だけとなります。取扱い上の変更は、当面行われなようですので、契約事務手数料の金額がたとえ少額であっても、現段階では資産計上が求められます。

ただ、携帯電話の利用者数が現在も急増しており、その普及が著しいこと、また、契約時に必要な諸費用の少額化がますます一般的になるなどすれば、加入に要する費用を資産とする捉え方自体が変わっていく可能性もあると思われれます。

また、最近の値引き販売で、新規加入料と契約事務手数料の部分までも代理店側が負担する形で販売され、購入時にはまったく費用がかかっていないような場合には、資産計上する金額はないこととなります。

